

第4部 地域共生社会の実現に向けて私たちが取り組むこと

第1章 基本目標1 共に見守り、支え合う地域づくり

基本施策 1-1 地域における相談・見守り体制の充実



現状と課題

近年は核家族化や少子高齢化の進行などを背景に、地域の住民同士のつながりが希薄化しています。地域の中で安心して暮らしていくためには、市民相互の支え合いを活発にしていくとともに、関係機関や地域住民が連携し、地域の問題に気づき必要な支援につないでいく、地域における身近な相談・見守り体制を確立していくことが求められます。

■具体的施策

① 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- ✓相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談及び見守り活動の充実に努めます。
- ✓相互の連携強化や関係機関との連携強化に努めます。

② 関係機関との連携と見守り活動の支援

- ✓地域に住む様々な人の課題について地域住民の認識を深め、市民全体の福祉意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による地域内の高齢者等の見守り活動を支援します。
- ✓今後増加が予想される認知症高齢者に対しては、認知症サポーターの増加を図る等地域が協力して、見守り体制の整備を進めます。
- ✓地域における自立した生活を支援するため、地域見守り体制整備事業（緊急通報装置利用）の普及啓発に努めます。

■行動指針

自助

- 自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や相談員に相談します。
- 日頃から周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにします。
- 地域の一員としてコミュニティ活動に積極的に参加します。

互助共助

- 地域住民や各種ボランティア組織・地域見守り活動協力事業者等がお互いに連携しながら、地域での見守りのネットワークをつくります。

公助

- 地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|---------------------|-----------------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 地域見守り体制整備事業利用者数 | 緊急通報装置を利用している人数 | 228人 | 240人 | 高齢福祉課 |
| まめかいねネットワーク事業協力事業者数 | 協力事業者として協定を締結している事業者数 | 14事業者 | 17事業者 | 地域福祉課 |



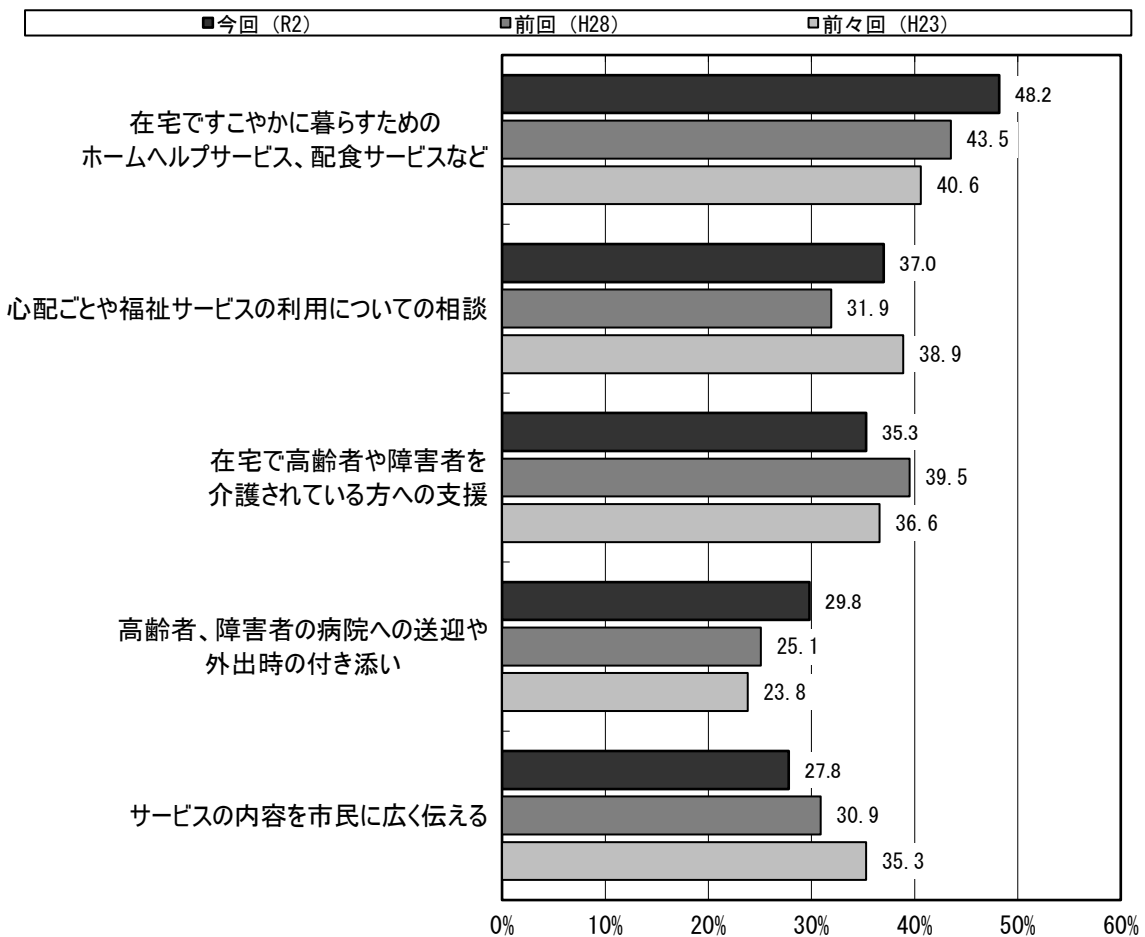
(1) 地域活動活性化のための社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

市民へのアンケート調査結果をみると、「長門市社会福祉協議会が進める必要があると思う福祉サービス」としては、「在宅ですこやかに暮らすためのホームヘルプサービス、配食サービス等」「心配ごとや福祉サービスの利用についての相談」「在宅で高齢者や障害者を介護されている方への支援」等の割合が高くなっています。

地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会については多様な分野での活動が期待されており、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに添えていくためには、市社協、地区社協との連携が重要となります。

■長門市社会福祉協議会が進める必要があると思う福祉サービス（上位5項目）



■具体的施策

① 社会福祉協議会の機能強化

- ✓社会福祉協議会がボランティアの育成をはじめ、地域福祉推進の牽引的な役割を十分に果たすことができるよう、財源など、組織・運営基盤の強化の支援に努めます。
- ✓社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。

② 地域福祉活動計画の実施促進

- ✓地域の生活課題やニーズに対応した活動の実施を促進するとともに、必要な支援を行います。

■行動指針

自助

- 社会福祉協議会の事業目的や事業内容について関心をもち、その活動への理解を深めます。
- 社会福祉協議会が開催するボランティア講座等に積極的に参加するよう心がけます。

互助 共助

- 社会福祉協議会は、民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。

公助

- 社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。

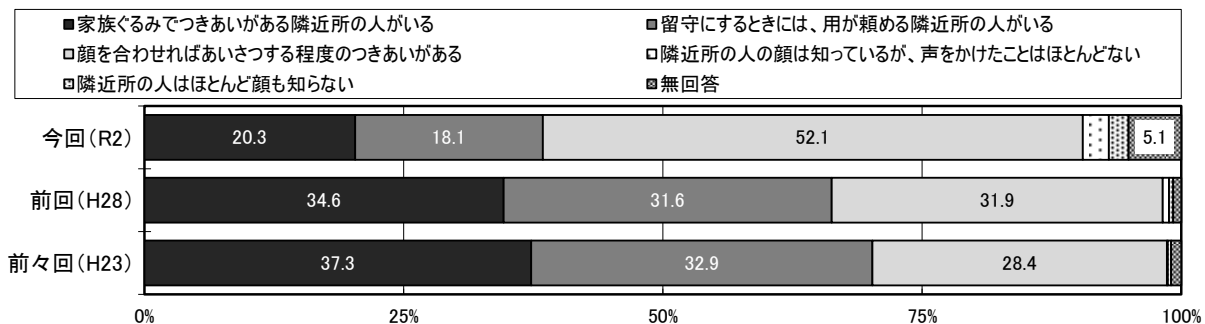


(2) 地域課題に対応できる仕組みづくり

現状と課題

市民へのアンケート調査より近所付き合いの度合いをみると、「家族ぐるみでつきあいがある隣近所の人がいる」「留守にするときには、用が頼める隣近所の人がいる」の割合は年々低くなっており、地域関係の希薄化が進んでいることがわかります。

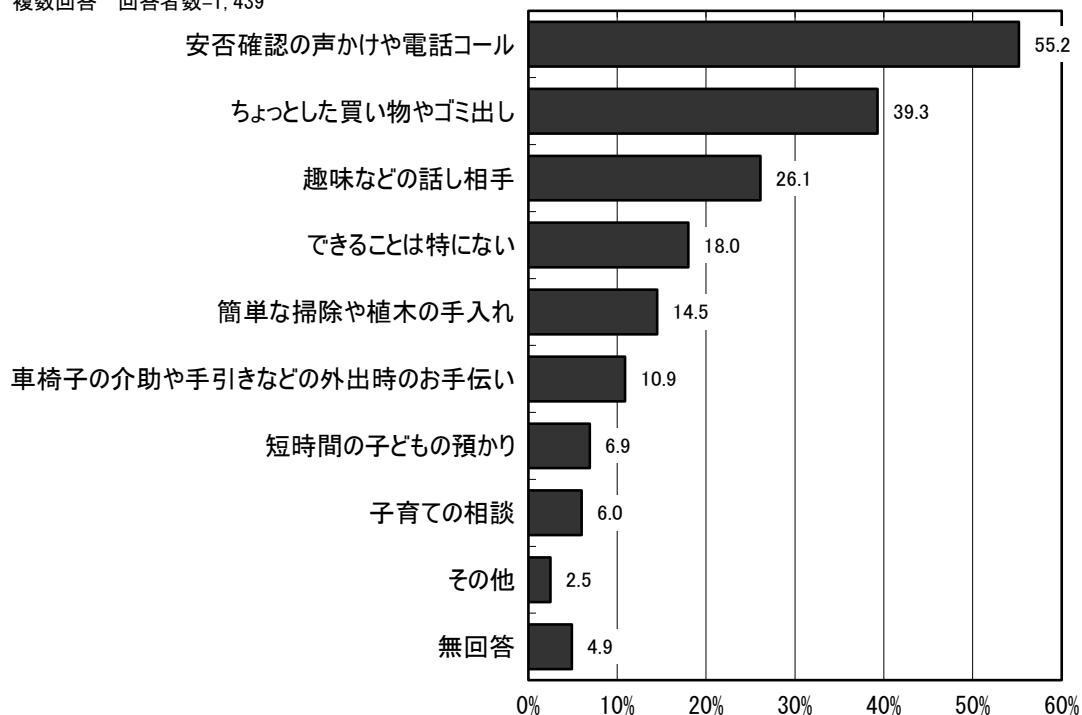
■近所付き合いの度合い



また、同じく市民へのアンケート調査によると「日常生活について困りごとのある住民に対してできること」としては、「安否確認の声かけや電話コール」が55.2%と最も多く、次いで「ちょっとした買い物やゴミ出し」が39.3%、「趣味などの話し相手」が26.1%となっています。

■日常生活において困りごとのある住民に対してできること

複数回答 回答者数=1,439



地域での市民の結びつきは次第に薄れつつある一方で、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解が重要となっています。

また、地域住民が互いに協力し、支え合うことのできるネットワークの構築やコミュニティの育成に併せて、関係機関や相談員と地域が連携し、一体となって支援する体制が重要です。地区によっては、自治会間の結びつきが少ないことや、自治会活動が停滞しているといった課題がみられます。今後は、身近な自治会単位等で市民の福祉に対する理解をもっと深めていくことや、関連機関との連携強化等について検討していくことが必要です。

■具体的施策

① 地域福祉推進組織活動の支援

- ✓地区社協活動の活発化を図るため引き続き支援を行っていきます。
- ✓小地域における福祉の組織育成及び活動に対する支援を行っていきます。

② 「市民協働のまちづくり」の推進

- ✓地域住民と行政とのパートナーシップによる「市民協働のまちづくり」をアクションプランに基づき推進していきます。
- ✓「市民協働のまちづくり」の柱を「集落機能の再生」と「市民活動団体の活性化」とし、引き続き取組を進めます。

③ 公民館との連携

- ✓公民館とその他の多くの関係機関が連携し、幅広い年代を対象とした地域課題共有と福祉推進を図る活動を進めます。

④ 社会参加機会の充実

- ✓地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が社会参加できる機会の充実に努めます。
- ✓高齢者だけでなく、子育て世代や障害のある人等を対象としたサロンの新規設置を進めます。
- ✓地域の担い手が不足する中で、サロン活動の担い手のスキルアップ及び後継者の育成に努めます。

⑤ 地域行事を通じた住民交流の促進

- ✓地域において昔からの行事や地域イベントを開催し、地域での市民相互の交流やふれあいの機会をつくり、見守り活動の推進に努めます。

⑥ 地域の活動拠点の充実

- ✓地域における活動拠点の確保・充実のため、集会所等の改築・修繕等についての支援を行います。

■行動指針

自助

- 地域活動については無理せず自分のペースで活動に努めるとともに、地域の交流行事に参加します。
- 障害のある人も積極的に交流行事に参加します。
- 高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。

互助 共助

- 地域住民への地域活動に関する情報を提供するとともに、市民各層が参加できる機会をつくります。
- 高齢者との交流を活性化し、閉じこもりの防止を図ります。
- 障害のある人やその家族に地域における交流事業への参加を呼びかけます。
- 同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。

公助

- コミュニティの育成に努めるとともに、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言等の協力体制を充実します。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|--------------------|--------------------|---------------|---------------|---------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 地域協働体設置面積の全市に占める割合 | 地域協働体設置面積の全市に占める割合 | 80.0% | 100.0% | 市民活動推進課 |
| NPO認証数 | 市内のNPO団体認証数 | 21 団体 | 28 団体 | 市民活動推進課 |



基本施策 1-3 支援の声をあげられない方への支援



現状と課題

社会情勢が変化する中で、老老介護やヤングケアラー、生活困窮（ひきこもりを含む）といった複雑化・複合化した生活課題を背景とする虐待や社会的な孤立が問題となっています。こうした表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等との連携による一層の取組が求められています。

■具体的施策

① 虐待防止に対応するネットワークづくりの推進

- ✓高齢者や障害のある人、子ども等への虐待の早期発見・予防に取組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります。
- ✓介護者や保護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待などを予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実に努めます。

② 社会的な孤立を防ぐための支援

- ✓高齢者や障害のある人、子育て世帯等の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会の提供と居場所の確保に努めます。
- ✓生活困窮世帯に対しては様々な差別や偏見を解消したうえで、経済的にも、社会的にも自立ができる環境づくりに努めます。
- ✓ひきこもり状態にある人やその家族の状況に応じた支援を行えるように相談体制の検討・充実に努めます。

■行動指針

自助

- 周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけます。
- 日頃から近所の人とお互いに声かけをするよう心がけます。

互助 共助

- 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合います。
- 地域の中に身近に相談できる人を置き、身近な支援に努めます。

公助

- 社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応できるネットワークづくりに努めます。
- 様々な媒体や機会をとらえながら、各種福祉制度や人権等に係わる情報等の周知を図っていきます。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------------|-------------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 生活困窮者自立支援事業支援件数 | 生活困窮者自立支援事業での支援件数 | 17件 | 40件 | 地域福祉課 |

基本施策 1-4 ボランティア活動の活性化

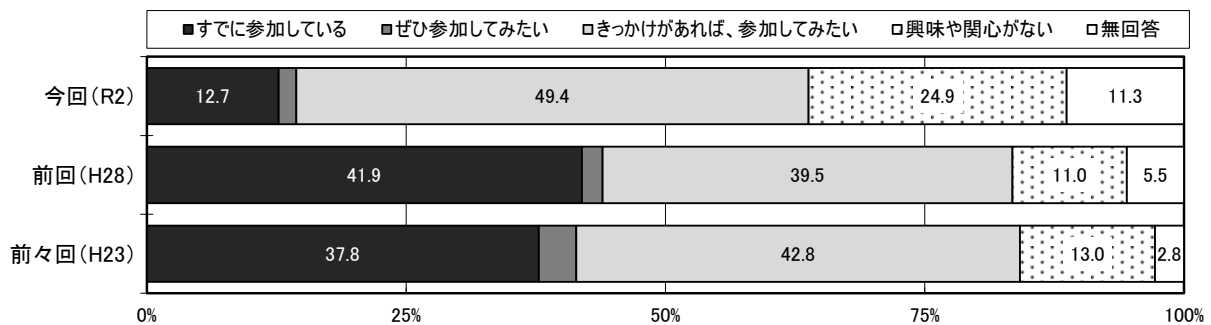


現状と課題

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

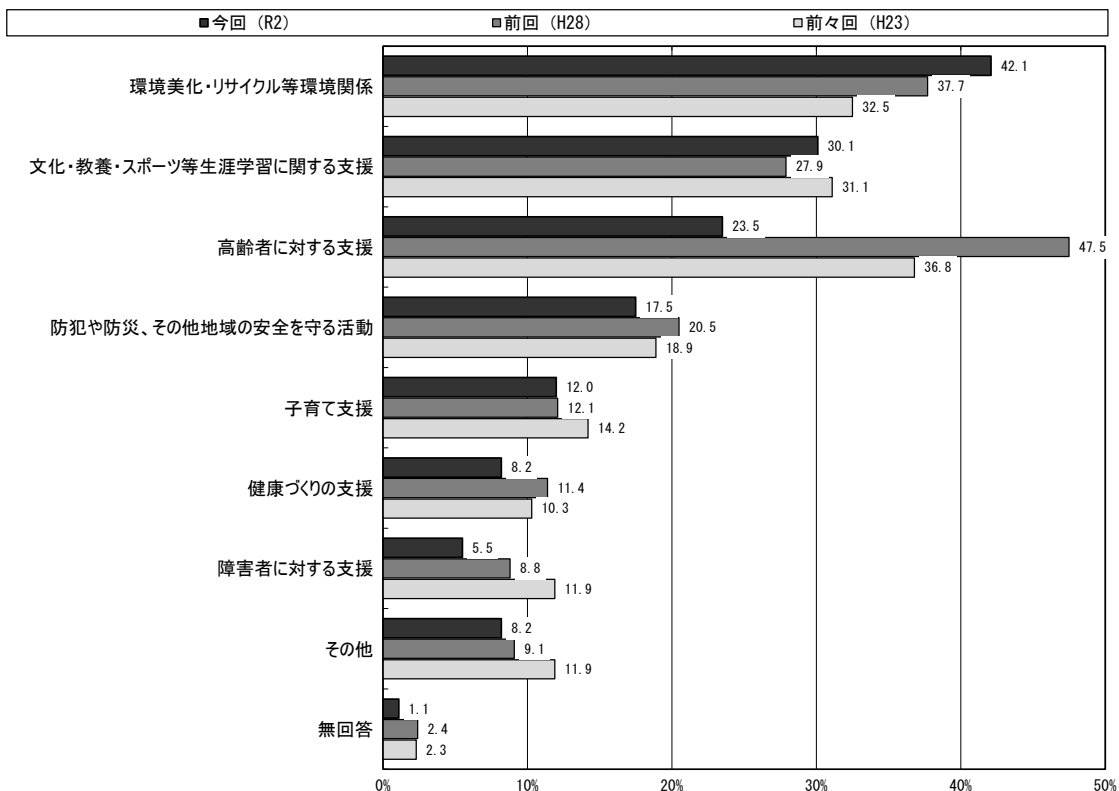
市民へのアンケート調査より、「日ごろのボランティアへの参加状況」をみると「すでに参加している」が12.7%、「きっかけがあれば、参加してみたい」が49.4%、「興味や関心がない」が24.9%となっており、前回のアンケートと比較して市民参画の意識は低くなっています。

■ボランティアへの参加状況



また、市民へのアンケート調査により「ボランティアに参加しているグループ」をみると、「環境美化・リサイクル等環境関係」が最も多く、次いで「文化・教養・スポーツ等生涯学習に関する支援」「高齢者に対する支援」「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動」となっています。

■ボランティアに参加しているグループ



今後、ボランティア活動へのきっかけをつくり、環境整備をすることで、ボランティア活動を行っていない人たちにも、自分にできる範囲で取り組んでいく「協働」という考え方を浸透させていくことが求められます。

■具体的施策

① 地域福祉を通じた協働意識の醸成

- ✓地域福祉を考えるうえで基本となる協働の意識について、市広報やパンフレット等による啓発や、ホームページ等によるリアルタイムでの情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座等の開催により、市民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。

② ボランティア活動の普及・啓発、資質向上

- ✓社会福祉協議会のボランティアセンターの機能充実に努め、意欲のある市民・団体や専門的な技能を持つ個人ボランティアの登録の促進に努めます。
- ✓ボランティアの育成や活動へのきっかけとなる、若年層の市民も参加しやすい講座や体験事業の充実に努めます。
- ✓活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアの育成やボランティアの資質向上に努めます。

③ 関連機関との連携

- ✓ボランティア、各種団体、福祉施設、企業等が連携し、社会貢献活動や市民協働の推進を図ります。

■行動指針

自助

- ボランティア活動に参加しようという意識を持ち、無理のない程度でボランティアに参加します。
- 家庭での子どものボランティア教育に努めます。

互助 共助

- 地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。
- 地域の中でボランティア活動をする人を育成、支援します。

公助

- 社会福祉協議会と連携し、様々な機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------|-----------------------|---------------|---------------|---------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| ボランティア登録数 | 社会福祉協議会におけるボランティアの登録数 | 487人 | 580人 | 社会福祉協議会 |

基本施策 1-5 心のバリアフリー化の推進

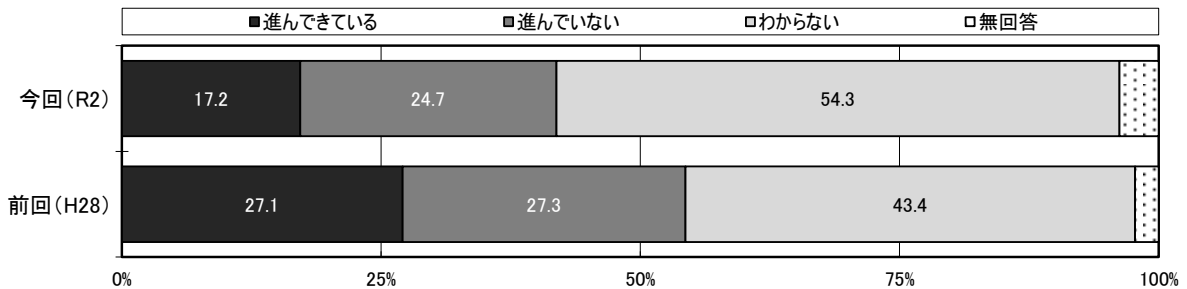


(1) ノーマライゼーション理念の浸透と福祉教育の推進

現状と課題

市民へのアンケート調査によると「障害のある人への理解」については、「進んできている」が17.2%で前回よりも9.9ポイント低くなっており、「進んでいない」が24.7%、「わからない」が54.3%となっています。

■障害のある人への理解



ノーマライゼーションの意識や相互扶助の意識を醸成するためには、子どもの頃から社会体験やボランティア活動に参加するなど様々な機会を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つことが大切です。

■具体的施策

① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

- ✓ひとりでも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会の提供に努めます。
- ✓公民館を拠点とした学習の機会をつくり、若年層の参画を促進します。
- ✓福祉について学んだことを自ら活かして課題を解消する仕組みや、組織をつくるための支援について検討を進めます。

② 福祉体験学習の充実

- ✓小中学校の児童生徒が授業の中で、より多くの福祉体験活動ができるように、社会奉仕活動への意識を高めることや、福祉事業に関わる大人の参画を促進します。

③ 生涯学習活動による市民意識の向上

- ✓生涯学習活動として、地域福祉活動や障害に対する理解を深めるための講座等の福祉教育の充実を図ります。また、啓発活動においては地域の方が参加しやすい雰囲気や企画など、市民意識の向上に向けた工夫を行います。
- ✓認知症については、正しい理解の促進や見守る応援者の増加に取り組めます。

■行動指針

自助

- 家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。
- 地域や学校で行う研修会等に参加します。

互助 共助

- 関係団体やボランティア関係団体と協力し、様々な体験の機会を提供します。

公助

- 福祉や人権に係わる情報提供や教育の機会の充実に努めます。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 障害に対する理解向上のための研修会や啓発事業の参加人数 | 障害者理解促進研修・啓発事業の参加状況 | 120人 | 320人 | 地域福祉課 |
| 認知症サポーターの養成人数 | 認知症を正しく理解し、見守る応援者「認知症サポーター」の養成状況 | 198人 | 400人 | 高齢福祉課 |



(2) 人権意識や男女共同意識の啓発

現状と課題

ふれあい、支え合って、ともに生きる地域づくりを進める上においては、差別や偏見のないお互いの人権を認め合う意識と行動が不可欠です。

近年は男女を問わず一人ひとりが自己実現を図ろうとする意識が高まるとともに、女性の社会進出がいろいろな分野で進んでいます。家庭や社会の中には、依然として男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

地域福祉の推進にあたっては、地域におけるすべての人の人権が保障され、地域全体でのあらゆる差別を許さない意識をつくる必要があります。

■具体的施策

① 人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

- ✓ 様々な差別や人権侵害をなくすための啓発活動を継続して取組むとともに、新しいアプローチの仕方について検討します。
- ✓ 子どもから大人まで一人ひとりが、様々な人権問題を自らの問題としてとらえることのできる視点を持ち、行動するための気づきにつながるよう、人権問題に対する正しい認識と理解を深める教育を推進します。

② 男女共同参画の推進

- ✓ 男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実を図り、市民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、自治会等地域活動における女性の参画や市民リーダーの育成に努めます。

③ 市職員への人権啓発

- ✓ 人権に関する知識・スキル・態度を身に付けるため、人権研修の充実を図ります。

■行動指針

自助

○人権問題や男女共同参画に常日頃から関心を強くもち、行動できるように努めます。

互助共助

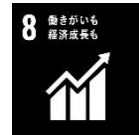
○人権に関する地域での学習の場を充実します。
○みんなで協力して、人権が尊重され、差別や社会的に孤立することがない地域社会の実現に努めます。

公助

○人権に係わる情報提供や教育の機会、人権問題等の相談体制の充実に努めます。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------------|-------------------|---------------|---------------|-----------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 人権フェスティバル参加者満足度 | アンケート調査による参加者の満足度 | 88.0% | 90.0% | 生涯学習・文化財課 |
| 人権教育セミナー参加者満足度 | アンケート調査による参加者の満足度 | 87.1% | 90.0% | 生涯学習・文化財課 |



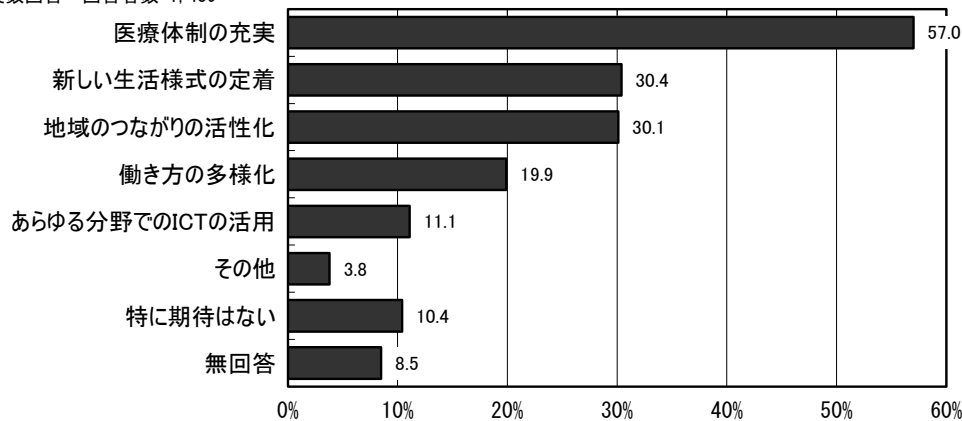
令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域活動や講座などの大人数で集まって行う活動は困難になり、地域においても人と接する機会が少なくなりました。このような状況下で、地域の関係がより希薄になっていき、課題を抱えた人の孤立が深まってしまうことが懸念されています。

国では「新しい生活様式」が提唱されており、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められています。

市民アンケートでは、「新型コロナウイルス感染拡大収束後に期待すること」として「新しい生活様式の定着」と「地域のつながりの活性化」が同程度となっています。新たな社会課題に対応しながらも、このような有事の際であっても助け合うことのできる地域のつながりをつくる必要があります。

■新型コロナウイルス感染拡大収束後に期待すること

複数回答 回答者数=1,439



■具体的施策

① 小規模かつ身近な活動の促進

- ✓新しい生活様式下でも地域活動を継続できるよう、より小さなコミュニティ単位での少人数での活動の実施を促進します。

② ICT活用の推進

- ✓相談支援や地域活動などあらゆる分野でのICTの活用を推進し、直接ふれあうことのできない状況下であっても、顔の見える関係づくりに努めます。
- ✓地域住民がICTを活用できるよう、講座の開催や通信設備の充実に努めます。

■行動指針

自助

○新しい生活様式に対応し、感染拡大防止に努めます。

互助 共助

○感染症の流行中は、スマートフォンやタブレットを積極的に使用し、地域の関係維持に努めます。

公助

○住民が安心して生活できるよう、正しい情報の周知に努めます。

第2章 基本目標2 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 2-1 関係機関との連携による防災・安全対策の推進



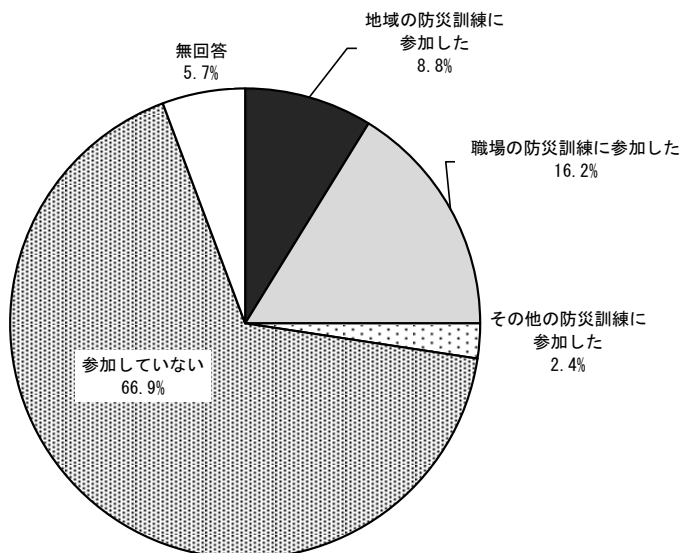
現状と課題

市民へのアンケート調査によると、過去1年間の防災訓練の参加については6割以上が「参加していない」と回答しています。

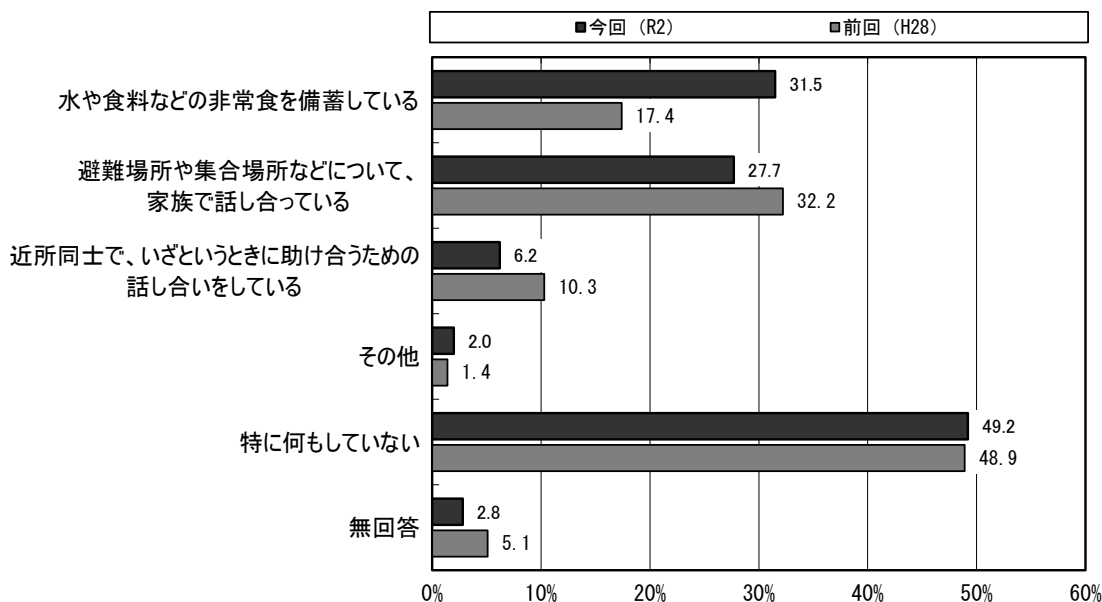
同じく市民へのアンケート調査から、「災害に対する備え」としては「特に何もしていない」が49.2%と半数近くを占めています。備えとしては「水や食料などの非常食を備蓄している」の割合が31.5%で最も高く、「近所同士で、いざというときに助け合うための話し合いをしている」の割合は6.2%で前回よりも4.1ポイント減少しています。

■防災訓練への参加の有無（過去1年間）

単数回答 回答者数=1,439



■災害に対する備え



豪雨災害や地震といった近年の大規模災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっています。一方で、住民同士の助け合いにはつながっていない現状があります。地域には、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人等何らかの支援を必要とする人がいることから、平素より地域で協力して災害時や緊急時の避難等の支援体制を整えておくことが重要です。

また、近年は高齢者が関わる交通事故について全国的に問題となっており、特に高齢者に対する安全確保と事故防止が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、関係機関・団体等との連携強化や近隣住民同士の交流、地域での見守りネットワークを通して防犯や防災、交通安全の取組を進め、安全・安心な地域をつくる必要があります。

■具体的施策

① 防災教育の充実・強化

- ✓ 防災に関する出前講座等の開催や防災避難訓練等について、未実施地域の把握に努め、積極的に講座を開催することで市民の防災意識の高揚を図ります。
- ✓ 地域住民や民間企業等に対し防火講習会、応急手当講習会等を実施していきます。

② 自主防災組織の育成・強化

- ✓ 地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織を育成し、機能強化を図ります。
- ✓ 自主防災組織のリーダー養成、地域防災活動支援員の増員を図る等により実効性のある組織の育成を目指します。

③ 災害時の助け合いの仕組みづくり

- ✓ 自主防災組織・自治会等で地区防災訓練を引き続き実施します。
- ✓ 地域住民や関係機関と連携・協力しながら、災害時における要配慮者の支援体制の整備を推進します。
- ✓ 避難行動要支援者名簿の作成・要支援者の個別計画の作成については、「避難行動要支援者支援制度」に基づき、対象者に配慮しながら作成を進めます。
- ✓ 小地域における災害時の要配慮者の見守りネットワークの整備、災害時助け合いマップの作成を推進します。
- ✓ 市職員間で「避難所（福祉避難所）運営マニュアル」の周知徹底を図り、迅速に対応できる体制をつくります。

④ 地域防犯対策の推進

- ✓ 防犯教室や講習会の実施、チラシ配布等により、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- ✓ 要配慮者宅への訪問や声かけを行う等、見守り活動を引き続き推進します。
- ✓ 犯罪防止のため青色回転灯による防犯パトロールを継続して行います。

⑤ 交通安全対策の推進

- ✓ 「交通安全のつどい」や「交通安全講座」を実施し、市民主体の活動につなげます。
- ✓ 交通指導員が登校時に街頭指導を行い、児童生徒の安全確保に努めます。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------------|--------------------------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 要支援者個別計画 作成率 | 「避難行動要支援者支援制度」 に基づく個別計画の作成率 | 56.8% | 70.0% | 地域福祉課 |

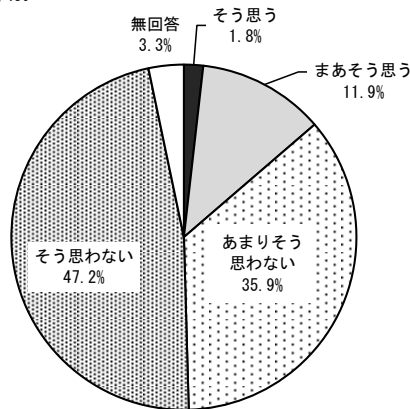
現状と課題

高齢者も障害のある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら、積極的に社会参加できる環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが求められています。

また、市民へのアンケート調査によると「長門市は交通の便が良いと思うか」に対して「そう思わない」「あまりそう思わない」を合わせて8割以上が否定的な回答をしています。移動手段を確保することは高齢者や障害者等にとっては不可欠な条件であり、本市においては公共交通機関の利便性について必ずしも満足できる状況とは言えません。

■長門市は交通の便が良いと思うか

単数回答 回答者数=1,439



■具体的施策

① 既存施設のバリアフリー化の推進

- ✓「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に取り組めます。
- ✓民間施設について事業者への啓発活動を継続し、バリアフリー化を促進します。

② 快適なまちづくり

- ✓新たに設置する施設等については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づきすべての人が安全で快適に利用できる施設整備を進めます。
- ✓学校や事業所を対象に、引き続き福祉教育出前講座を実施し、施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの必要性について、啓発を図っていきます。

③ 交通弱者のための移動支援

- ✓交通弱者の状況を把握し、デマンド交通の整備や障害者タクシー、高齢者タクシーなどの更なる利便性の向上と社会活動範囲の拡大を図っていきます。

■行動指針

自助

○バリアフリーの趣旨を理解するとともに、公共施設等の利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動します。

互助 共助

○バリアフリーのまちづくりを全市的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。

公助

○バリアフリーについて市民への情報提供に努め、市職員がその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。



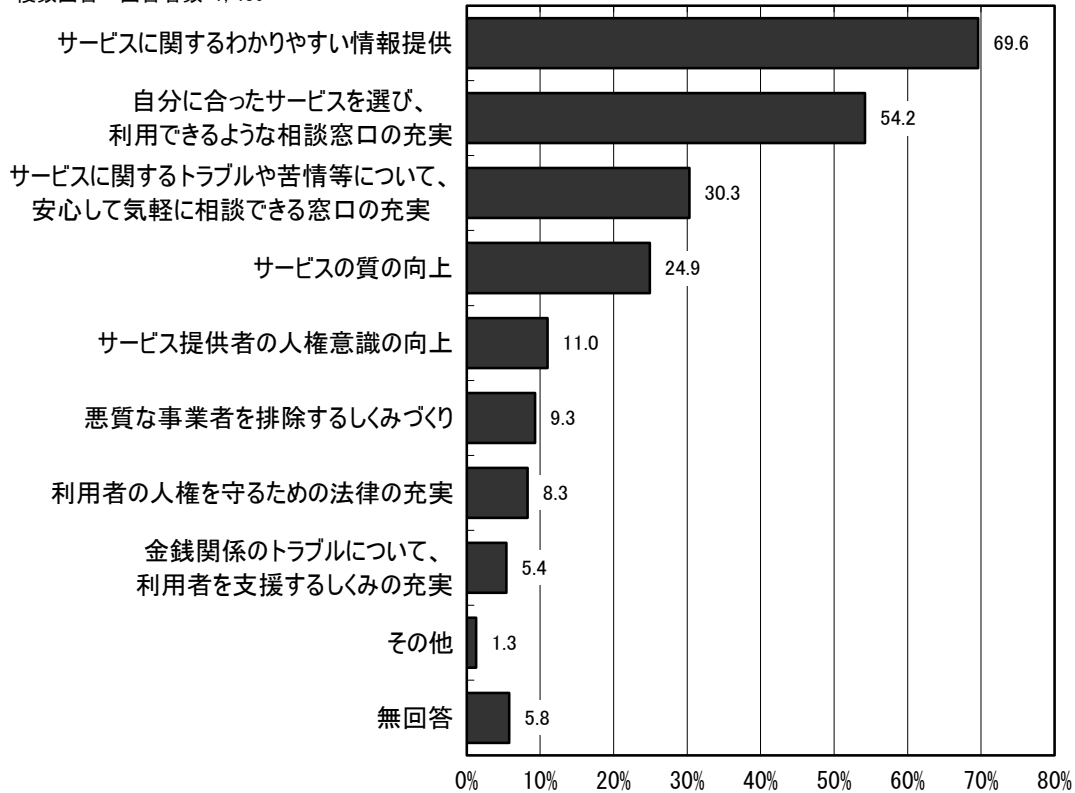
現状と課題

市民へのアンケート調査によると、サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこととしては、「サービスに関するわかりやすい情報提供」が69.6%で最も高い割合となっています。

現在、市では広報紙やホームページ、SNS（Facebook・Instagram）、ケーブルテレビ等によって福祉サービスの内容についてお知らせしたり、社会福祉協議会においては市社協だより等を発行して、サービス活動等を掲載したりしています。また、市役所本庁舎へフリーWi-Fiのアクセスポイントを設置し、情報拠点の整備に努めています。今後も引き続き、必要な人に必要な情報が行き渡るよう、誰にとってもわかりやすい情報提供に努める必要があります。

■サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこと

複数回答 回答者数=1,439



■ 具体的施策

① 福祉に関するサービス内容の周知徹底とわかりやすい効果的な情報提供

- ✓ 広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようサービス内容の周知徹底を図るとともに、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。
- ✓ 特に視覚障害者や聴覚障害者等に配慮し、福祉情報等必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備策を検討、推進しながら情報提供の一層の充実に努めます。

② 市政に関する情報提供の充実とコミュニケーション基盤の整備

- ✓ 市政への市民協働を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容の充実に図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。
- ✓ 利用者のニーズに応じてフリーWi-Fiのアクセスポイントの設置拡大を検討します。

■ 行動指針

自助

- 様々な福祉サービス等の支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に入手するようにします。
- 市の広報紙を必ず読むよう心がけます。

互助 共助

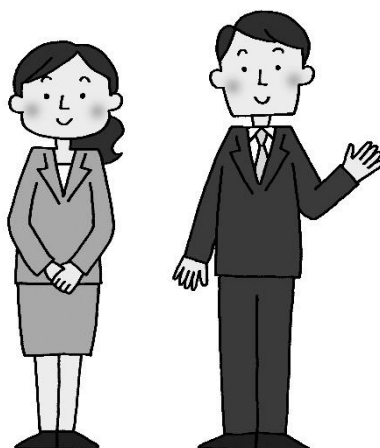
- 高齢者や障害のある人及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。
- 高齢者や障害のある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。

公助

- 広報やホームページ等、情報提供の媒体について、高齢者や障害者等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。

■ 成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 市ホームページの アクセス件数 | 市ホームページの利用状況 | 88.0 万件 | 100.0 万件 | 企画政策課 |





現状と課題

地域福祉を推進するうえで、高齢者は地域に見守られ支援される側であると同時に、ボランティア活動等を通じて支援する側でもあります。高齢になっても、健康でいきいきと地域活動やボランティア活動ができるよう、健康寿命（日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間）を延伸し、健康増進の意識啓発や取組を推進することが必要です。そのためには、若いうちからの生活習慣改善、健康づくり活動を促進することや、高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるような環境づくりが求められます。

また、市内各公民館では趣味や教養を深める生涯学習の場や発表の場づくりに取り組んでいます。今後も、高齢者が生涯を通じて、社会の中で健やかに自立した生活を営めるよう、その知識や技能を地域に活かす場を拡大していくことが必要です。

■具体的施策

① 人生 100 年時代を「健幸」に過ごすための健康づくりの推進

- ✓「第3次長門市健幸ながと 21 推進計画」に基づき、健康寿命延伸を目指し、生涯を通じていきいきとした生活を送れるよう、地域実情を踏まえた健康づくり活動を推進します。
- ✓健康意識の向上、がん検診及び特定健康診査などに関する普及啓発を図るとともに、受診しやすい体制整備の充実及び「長門市健幸ガイド」の配布等、効果的な受診勧奨を行います。

② 生涯現役づくりの推進

- ✓高齢者の多様化するニーズに応じた、気軽に参加できるスポーツ大会の開催や、ラジオ体操やウォーキングの普及を通じて若い世代からの運動習慣定着に向けた取組を進めます。
- ✓健康診査・がん検診の受診や健康づくりの動機付けとして、健幸づくりポイント事業の周知を図ります。

③ 社会参加の促進

- ✓高齢者自身が担い手としての経験や知識を発揮できるよう、老人クラブや地域活動への参加促進など高齢者の社会参加を進めます。
- ✓ゲートキーパーの周知及び育成に努め、心の健康づくりに関する普及・啓発を進めます。

④ 感染症対策の充実

- ✓様々な感染症の拡大から地域住民を守るため、新しい生活様式の実践について普及・啓発を行い、適切な感染拡大予防に努めます。

■行動指針

自助

○年齢に応じた健康づくり活動に努めます。

互助 共助

○生涯学習やスポーツ活動、社会活動等を通して地域の活動、まちづくりに貢献します。

公助

○生きがいをもって生涯現役で過ごすための情報提供や環境の整備に努めます。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|----------------|-------------------|---------------|---------------|-----------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 介護予防講座の開催回数 | 介護予防講座の取組状況 | 55回 | 90回 | 高齢福祉課 |
| 特定健康診査受診率 | 特定健康診査受診者／対象者 | 32.6% | 46.0% | 総合窓口課 |
| 各種スポーツ大会等の実施回数 | ハイキングや駅伝大会などの実施状況 | 20回 | 80回 | 生涯学習・文化財課 |
| ゲートキーパー養成者数 | 講座受講者数 | 538人 | 700人 | 健康増進課 |



第3章 基本目標3 一人ひとりに優しい福祉サービスの提供

基本施策 3-1 総合的な相談体制・支援機能の充実



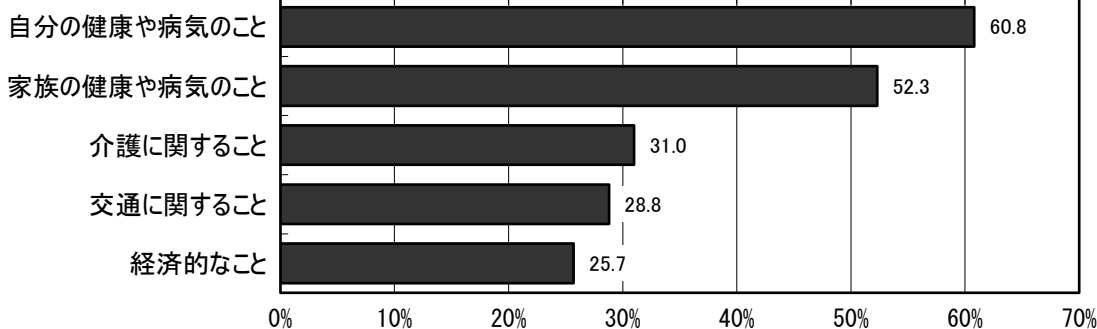
現状と課題

市民へのアンケート調査によると、「日ごろ感じている不安」としては、「自分の健康や病気のこと」が60.8%、「家族の健康や病気のこと」が52.3%と高い割合となっており、次いで「介護に関すること」「交通に関すること」「経済的なこと」と続いています。

市民の生活上の課題は多様化しており、高齢者のみ世帯や認知症高齢者、生活困窮者、障害のある人を抱える家族、あるいは子育て中の世帯等においては、様々な不安や不自由を感じながら生活している人も多いことが予測されます。

■日ごろ感じている不安（上位5項目）

複数回答 回答者数=1,439



このように地域住民の生活課題・支援ニーズが複雑化及び複合化している状況を受けて、国では令和2年に社会福祉法が改正され、住民の抱える複合的な課題を包括的に受け止め支援する重層的支援体制の整備が求められています。

課題やニーズの多様化、複雑化の傾向が強まっていることに対応し、適切な相談支援を図っていくためには、より専門的な知識や技能を有する人材を配した相談機能の充実や関係部署・機関・団体との多機関協働の仕組みを確立する必要があります。

■具体的施策

① 情報の共有化による相談機能及び相談体制の充実

- ✓ 関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り、相談者に対する総合的な相談機能の一層の充実を図ります。
- ✓ 市民の相談に十分に対応するための体制の充実や、職員の資質の向上を図ります。

② 専門機関における相談窓口の充実

- ✓ 高齢福祉課地域包括ケア推進室に福祉総合相談窓口を設置し、複合化・複雑化した相談については障害・生活困窮など多分野と連携した支援を行います。
- ✓ 産前産後サポートステーション等により、結婚、出産から子育てまでの一貫した様々な相談に応じるとともに、引き続き相談機能の充実を図り、安心して住み続けられる相談体制の充実に努めます。
- ✓ 今後も引き続き、法テラス（無料法律相談）も活用しながら弁護士による専門的な相談事業を支援していきます。

③ 民間機関・施設等の相談体制の充実

- ✓市民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。

④ 重層的支援体制の整備

- ✓高齢・障害・子ども・生活困窮の相談支援機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ✓福祉総合相談窓口において、単独の支援機関では対応困難な複合的な課題に対し、関係する機関と協働で支援チームを形成し、個別課題の解決を図ります。
- ✓相談支援包括化推進員や7地区それぞれの福祉エリア支援員が、高齢者世帯や民生児童委員など地域からの情報から、アウトリーチを行い相談機関につながるまでの支援を行うなど地域に根付いた活動を展開します。
- ✓ひきこもりの方の居場所支援や自立支援ホームの運営などを通じて、課題を抱えた人や世帯が地域とつながるよう支援します。
- ✓地域の通いの場の育成及び活動支援や子育てサークル等への支援など、地域住民同士が集い、交流する場の充実を図ります。

■行動指針

自助

- 「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。
- 身近に相談できる人をつくります。

互助共助

- 民間の社会福祉法人や事業者では、職員の資質向上を図り、相談体制の充実に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。
- 地域の団体やグループに属することで、情報を得やすくします。

公助

- 市職員の対人援助に向けた資質向上や総合相談体制の整備等、市民が気軽に何でも相談できる体制をつくります。
- 社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

■成果指標

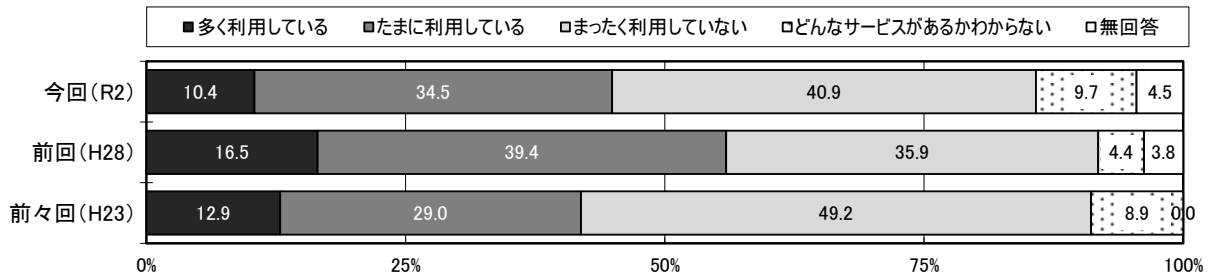
| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|---------------|-----------------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 福祉総合相談窓口の相談件数 | 市民からの相談及び支援者からの相談対応件数 | 162件 | 200件 | 高齢福祉課 |



現状と課題

市民へのアンケート調査より、福祉サービスの利用状況をみると、前回と比較して「どんなサービスがあるかわからない」の割合が高くなっています。情報提供体制の充実をはじめ、必要な時に必要なサービスを利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

■福祉サービスについての利用状況



また、サービス利用者がより良質なサービスを受けられるよう、民間事業者等における情報公開を進めていくことや、サービス事業者との間で生ずる苦情等に対する「苦情解決制度」の充実を図っていくことが必要です。

■具体的施策

① 福祉サービスの量の確保、質の向上

- ✓「長門市高齢者健康福祉計画（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」や「長門市障害者プラン・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実や地域移行に向けた支援に努めます。
- ✓子育て支援については、「長門市子ども・子育て支援事業計画」の各施策により取り組みます。特にファミリーサポートセンター事業については多様化するニーズに応えられるように努め、利用の拡充を図ります。
- ✓関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、要配慮者に対する総合的な福祉サービスの量の確保、質の向上に努めます。
- ✓事業所との連携強化を図り、事業所の研修会等への積極的な参加を要請するとともに、研修会等の内容の充実や啓発に努め、職員の資質の向上に努めます。
- ✓サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示の促進に努めます。

② 地域包括ケアシステムの充実

- ✓高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を促進します。

③ 苦情解決制度の充実

- ✓福祉サービス利用者等に対し相談窓口や苦情解決制度について周知を図り、事業者に対して苦情解決の環境を整備するよう働きかけます。

■行動指針

自助

○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。

互助 共助

○社会福祉法人やサービス事業者は、市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。

公助

○高齢者や障害者、子育て世帯等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。

○福祉サービスの提供に関して、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|------------------|---|---------------|---------------|--------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 地域ケア会議の開催回数 | 個別会議、ネットワーク会議、代表者会議の実施状況 | 12回 | 18回 | 高齢福祉課 |
| 障害サービス利用率 | 障害福祉サービスを利用している人の割合 | 20.0% | 20.5% | 地域福祉課 |
| 地域子育て支援センターの利用者数 | 年間延べ利用者の動向から、市内における子育て環境の充実度 | 12,787人 | 14,500人 | 子育て支援課 |
| ファミリーサポートセンター会員数 | 登録会員(依頼会員・提供会員)の動向から、市民の子育て支援活動が活発化している状況 | 163人 | 180人 | 子育て支援課 |





現状と課題

急激に高齢化が進む中で、高齢者対策の重要な課題のひとつになっているのが、「認知症高齢者」の増加です。認知症の症状によっては、判断能力が低下し、金銭管理や買い物、その他日常生活の維持が困難になる場合があります。

社会福祉協議会においては、認知症や知的障害等により、日常生活上の判断が不十分で不安を持たれた方が、地域で安心して生活できるように、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）に取り組むとともに成年後見制度及び法人後見にも取り組んでいます。

今後とも対象者が増えることが予想されることから、市民や各関係機関に広報等を通して制度の理解や周知を図っていくことが必要です。

■具体的施策

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

- ✓ 広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実する等、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。

② 成年後見制度の推進

- ✓ 成年後見制度利用促進計画に基づき、利用促進や後見人の担い手確保や育成などの調査研究に取組みます。

■行動指針

自助

- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
- 見守り活動等を通じて権利擁護の必要な人がいるような場合は、行政等への相談につなげられるよう努めます。

互助 共助

- 地域全体として高齢者や障害者（児）を見守り、権利侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。

公助

- 権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制の確立を目指します。

■成果指標

| 成果指標 | 指標の説明 | 目標数値 | | 実施主体 |
|-----------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|---------|
| | | 令和2年 (現状値) | 令和8年 (目標値) | |
| 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用人数 | 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況 | 40人 | 50人 | 社会福祉協議会 |
| 権利擁護に関する相談件数 | 中核機関（福祉総合相談窓口）で対応した成年後見制度等に関する相談状況 | 20件 | 30件 | 高齢福祉課 |

第4章 計画の推進のために

(1) 地域（コミュニティ）における推進体制

本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参加を促すとともに、各地区の地区社協・自治会（コミュニティ）を中心に、ボランティア団体、民生委員・児童委員等とも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、各地区のコミュニティの中で、その体制をつくり促進するとともに、市としても積極的な支援を行います。

(2) 市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を強くもち、同時に自らボランティア等の地域活動に積極的かつ主体的に参加する等、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効性のあるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等の様々な主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

(3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、市政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取組みます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、地域全体で支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保できる基盤を構築するため、地域福祉ニーズの把握を行い、効果的な支援体制を構築するための総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

(4) 社会福祉協議会との連携

社会福祉法では、地域福祉の推進が社会福祉の理念とされ、社会福祉協議会については、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されています。社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図る公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指し、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(5) 県との共有・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県との共有・連携を図ります。

(6) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「長門市地域福祉計画進行管理委員会」が継続して行うこととします。

この委員会では、市民の視点により毎年具体的な施策の進捗状況や意見、評価等の検証をしており、今後の計画の進行等の検討提言により、計画の見直しや進行状況の調整を実施します。

